三　財務諸表等が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

四　前号の電磁的記録に記録された事項を電子情報処理組織を使用する方法及び受信者がファイルへの記録を出力することによる書面を作成できる方法であって次に掲げる方法のうち登録運航管理者兼務講習機関の定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求

イ　送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であって、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの

ロ　電磁的記録に係る記録媒体をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

（適合命令）

第十四条　国土交通大臣は、運航管理者兼務講習が第四条第一項に規定する要件に適合しなくなったと認めるときは、当該登録運航管理者兼務講習機関に対し、当該要件に適合するため必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

（改善命令）

第十五条　国土交通大臣は、登録運航管理者兼務講習機関が第九条の規定に違反していると認めるときは、当該登録運航管理者兼務講習機関に対し、同条の規定による運航管理者兼務講習を行うべきこと又は講習事務の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

（講習事務の休廃止）

第十六条　登録運航管理者兼務講習機関は、講習事務に関する業務の全部又は一部を休止し、又は廃止するときは、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

２　登録運航管理者兼務講習機関は、前項の届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一　休止又は廃止をしようとする講習事務に関する業務の範囲

二　休止又は廃止をしようとする日

三　休止をしようとする場合にあっては、その期間

四　休止又は廃止の理由

（登録の取消し等）

第十七条　国土交通大臣は、登録運航管理者兼務講習機関が次の各号のいずれかに該当するときは、第二条の登録を取り消し、又は期間を定めて講習事務に関する業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一　第四条第二項第一号又は第三号に該当するに至ったとき。

二　第七条、第十条、第十一条、第十三条第一項又は前条の規定に違反したとき。

三　正当な理由がなく、第十三条第二項各号の請求を拒んだとき。

四　第十四条又は第十五条の規定による命令に違反したとき。

五　不正の手段により第二条の登録を受けたとき。

（国土交通大臣による講習事務の実施等）

第十八条　国土交通大臣は、次の各号のいずれかに該当するときは、講習事務に関する業務の全部又は一部を自ら行うことができる。

一　登録運航管理者兼務講習機関がいないとき。

二　第十六条の規定による講習事務に関する業務の全部又は一部の休止又は廃止の届出があったとき。

三　前条の規定により第二条の登録を取り消し、又は登録運航管理者兼務講習機関に対し講習事務に関する業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。

四　登録運航管理者兼務講習機関が天災その他の事由により講習事務に関する業務の全部又は一部を実施することが困難となったとき。

２　国土交通大臣は、前項の規定により講習事務を行うこととするときは、当該講習事務を開始する日をインターネットの利用その他の適切な方法により公示するものとする。

（登録運航管理者兼務講習機関の講習事務等の国土交通大臣への引継ぎ）

第十九条　登録運航管理者兼務講習機関は、次の各号に掲げる場合において、当該各号に定める日前に受け付けた申請に係る運航管理者兼務講習（第一号又は第三号に掲げる場合において、運航管理者兼務講習に関する業務の一部を休止し、又は停止するときは、当該休止又は停止に係るものに限る。）を同日前に開始していないときは、当該申請に係る申請書及びその添付書類（これらの書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）（申請者からの申出があった場合に限る。）並びに料金を、速やかに申請者に返還しなければならない。

一　第十六条の届出をして講習事務に関する業務の全部又は一部を休止し、又は廃止する場合　当該業務の全部又は一部を休止し、又は廃止する日

二　第十七条の規定により第二条の登録を取り消された場合　当該登録を取り消された日

三　第十七条の規定により期間を定めて講習事務に関する業務の全部又は一部の停止を命ぜられた場合　当該定められた期間の初日

四　第一号又は前号に掲げる場合のほか、前条第一項の規定により国土交通大臣が講習事務を行うこととなった場合　前条第二項の当該講習事務を開始する日

２　登録運航管理者兼務講習機関は、前項各号に掲げる場合に該当し、国土交通大臣が前条第一項の規定により講習事務に関する業務の全部又は一部を行う場合には、（前項第一号又は第三号に掲げる場合において、当該業務の一部を休止し、又は停止するときは、当該休止又は停止に係るものに限る。）（当該書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）を国土交通大臣に提出しなければならない。

（国土交通大臣の講習事務等の登録運航管理者兼務講習機関への引継ぎ）

第二十条　国土交通大臣は、第十八条第一項の規定により行っている講習事務を行わないものとする場合には、当該講習事務を終止する日をインターネットの利用その他の適切な方法により公示するものとする。

２　国土交通大臣は、前項に規定する場合には、同項の当該講習事務を終止する日以後において、当該講習事務の実施のために必要な書類（当該書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）を当該講習事務を実施する登録運航管理者兼務講習機関に送付するものとする。

（公示）

第二十一条　国土交通大臣は、次に掲げる場合には、その旨をインターネットの利用その他の適切な方法により公示しなければならない。

一　第二条の登録をしたとき。

二　第七条の規定による届出があったとき。

三　第十六条の規定による届出があったとき。

四　第十七条の規定により第二条の登録を取り消し、又は講習事務に関する業務の停止を命じたとき。

（登録陸上従業者兼務講習機関）

第二十二条　陸上従業者兼務講習を行う者は、申請により、国土交通大臣の登録を受けることができる。

２　第三条から前条までの規定は、前項の登録、陸上従業者兼務講習及び登録陸上従業者兼務講習機関に関する事務について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第四条第三項	登録運航管理者兼務講習機関登録簿	登録陸上従業者兼務講習機関登録簿
第八条第二項	第二条から第四条	第三条、第四条及び第二十一条第一項